

令和6年度 由布市指名停止措置一覧表

整理番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	12月3日	株式会社建翔工業	大分県由布市庄内町柿原518	令和6年12月4日から 令和7年1月3日 (1箇月)	民間発注の土木一式工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として総額4,500万円以上の下請契約を締結した。 このことは、同法第16条第1号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。また、本件工事において、同法第26条第2項の規定に基づき監理技術者を工事現場に設置すべきところ、これに違反して資格要件を満たさない者を設置していた。 このことは、建設業法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。 以上のことについて、令和6年11月14日、大分県知事から指示処分を受けたため。
					措置要綱別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
2	12月3日	株式会社小畑組	大分県由布市挾間町高崎152-4	令和6年12月4日から 令和7年1月3日 (1箇月)	民間発注の土木一式工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と、下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、令和6年11月14日、大分県知事から指示処分を受けたため。
					措置要綱別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
3	6月19日	大開工業株式会社	大分県由布市庄内町大龍1652-1	令和6年6月19日から 令和6年7月2日 (2週間)	本市発注の令和5年度 高津原線道路改良工事の施工にあたり契約に違反し、正当な理由なく工期内の工事完成ができなかったため。
					措置要綱別表第2 措置要件4 (契約違反)